

(別紙 1 - 1)

団体名：一般社団法人 satoyama にこちゃん

団体登録事業計画書

○活動場所 (与謝野町内)	satoyama にこちゃん (与謝野町加悦奥 862-12)
○解決したい地域の課題を教えてください。	
<p>少子高齢化・過疎化・住民のつながりの希薄化により、子どもや高齢者、子育て世代の若者が地域の中で孤立しやすい。</p> <p>様々な家庭の事情や、学校に行きづらいと感じるなど、安心できる居場所がどこにもないと感じている子どもがおり、そのような子どもたちが過ごせる場所の選択肢が少ない。子どもに限らず、様々な世代の人々が気軽に過ごせる居場所が地域にないと感じる。</p>	
○今後の事業予定を教えてください。 (※複数の事業を行う場合は、優先順位の高い順に記載してください。)	
<p>○みんなの居場所「satoyama にこちゃん」の運営 (月～金 10時～18時)</p> <p>【子どもから中高生・大人まで誰でも自由に過ごすことができる居場所づくり事業】</p> <p>月～金の居場所開設時間はいつでも飲み物とおやつを注文できる。</p> <p>月・水・金はお昼ご飯を比較的安価な値段で提供し、様々な人が利用しやすいようにする。</p> <p>○乳幼児子育て支援「ママとちいさいにこちゃん」の運営 (毎週1回)</p> <p>【未就学の子どもと保護者の方に利用してもらう居場所づくり事業】</p> <p>午前中は自由に集える場、午後からは個別の子育て相談タイムとして、ベテラン保育士のスタッフが子育てについて話を聞く時間設ける。また、親子で参加できる自然体験イベントや音楽イベントを開催する。</p>	
○事業を通じて、期待される効果・変化や目指す地域の姿 (目標) を教えてください。	
<p>子どもからお年寄りまでがつながり、安心して過ごすことができる地域。居場所が多世代交流の場としても機能し、住民同士の新たなつながりが生まれることが期待できる。</p> <p>つながりが生まれることで、一人暮らしの高齢者や子どもの見守りができる。受け入れられる居場所があることは、幸福感を感じ、生きる希望を持つことにつながると考えている。</p>	
○事業実施体制を教えてください。	
<p>常勤スタッフ 3名 非常勤スタッフ 2名</p> <p>ボランティアスタッフ 1名</p>	
事業実施時協力者数	最大 6名程度
○情報発信方法 (寄附の獲得方法) として、どんな工夫を行いますか。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS の更新を充実させる。 ・ HP の内容を充実させる。 ・ パンフレットを町のお店等においてもらい、多くの人に知ってもらう。 	
○団体の事業を自立的・継続的に活動していくために、どんな工夫を行いますか。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人のサポーターをさらに増やすため、SNS やちらし等で依頼する。 ・ 企業サポーターを増やすため、地元企業等に依頼に行く。 ・ 居場所「satoyama にこちゃん」に来てもらう人を増やし、事業収入を増やす。 	

与謝野町ふるさとまちづくり活動応援補助金

(別紙1-2)

団体名：一般社団法人 satoyama にこちゃん

収支計画書

【収入】

(単位：円)

科目	内 訳	金 額
補助金	与謝野町ふるさとまちづくり活動応援補助金 京都府地域交響プロジェクト交付金	(補助目標額) 200,000 430,000
事業収入 (受益者負担分)	居場所利用料 (おひるごはん・飲み物・おやつ売上)	1,200,000
自己資金	自己資金	370,000
その他	寄付金	350,000
収入合計		2,550,000

【支出】

(単位：円)

科目	内 訳	金 額	
		対象経費	対象外経費
食材購入費	おやつ・おひるごはん材料費、飲み物代		1,000,000
水道光熱費	水道光熱費		700,000
事務通信費	インターネット代、郵送料		120,000
消耗品費	衛生用品、キッチン消耗品、事務用品費	65,000	
人件費	satoyama にこちゃんパートスタッフ	460,000	
講師料	自然体験イベント・音楽イベント講師料	40,000	
備品購入費	ママとちいさいにこちゃんの居場所での遊具代	100,000	
広告宣伝費	パンフレット印刷費	50,000	
保険料	傷害保険料	15,000	
支出合計		730,000	1,820,000
総合計		2,550,000	

一般社団法人

s a t o y a m a にこちゃん

定 款

令和5年8月10日 作成

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人s a t o y a m aにこちゃんと称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を京都府与謝郡与謝野町に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、年齢・性別を問わず、世界中から訪れた人々と共に、今この瞬間を気分よく過ごすことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

(1)居場所運営事業

(2)子育て支援事業

(3)地域との交流・自然体験事業

(4)子ども食堂事業

(5)物品販売事業

(6)前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機 関)

第5条 当法人は、機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 社 員

(社 員)

第6条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

(入 社)

第7条 当法人の成立後社員となるには、当法人所定の入社申込書により入社
申込をし、理事会の承認を得なければならない。

(経費等の負担)

第8条 社員は、当法人の目的を達するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、別途定める会費規定により、会員に対し、経費の負担を求めることができる。

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(除名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

(1)この定款その他の規則に違反したとき。

(2)法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。

(3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

(退社)

第11条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

(1)社員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

(2)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(3)3年以上会費を滞納したとき。

(4)除名されたとき。

(5)総社員の合意があったとき。

第3章 社員総会

(招集)

第12条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に

に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第13条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(議決権)

第15条 社員は、各1個の議決権を有する。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の3分の2以上

に当たる多数をもって行う。

(1)社員の除名

(2)監事の解任

(3)定款の変更

(4)解散

(5)その他法令で定められた事項

(社員総会の決議の省略)

第17条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使等)

第18条 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的記録をもって決議し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。ただし、委任する場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議事録作成者が署名又は記名押印して、10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第20条 当法人の理事の員数は、3名以上5名以内とする。

(理事の資格)

第21条 当法人の理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

- 2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(監事の員数)

第22条 当法人の監事の員数は、1名以上2名以内とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第23条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもつ

て行う。

- 2 監事は、当法人又は子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 3 理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(代表理事)

第24条 理事のうち1名を理事長とし、副理事長を1名置くことができる。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 3 当法人の理事長を、一般法人法上の代表理事とする。
- 4 副理事長を、一般法人法上の業務執行理事とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を遂行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、業務を統轄する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して、当法人の業務を掌理する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の業務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、前2項の規定による監査及び調査の結果、当法人の業務又は財産に関し、理事が不正の行為をし若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(理事及び監事の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 理事又は監事は、第17条及び第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任

するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(報酬等)

第28条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(招集)

第29条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第30条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若し

くは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第32条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、

その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第33条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合におい

て、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第34条 理事長及び副理事長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を

理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第35条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成

し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第37条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第38条 代表理事は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第39条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(監事の監査報告書を含む。)を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第40条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第41条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とするほかの公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第42条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第43条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

京都府与謝郡与謝野町字加悦862番地12

糸井 範 栄

京都府与謝郡与謝野町字滝415番地

安 田 恭 世

京都府与謝郡与謝野町字明石2287番地4

下 野 智 恵 子

京都府与謝郡与謝野町字加悦1104番地

諸 角 果 林

(設立時の役員)

第44条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 糸井 範 栄

設立時理事 安 田 恭 世

設立時理事 下 野 智 恵 子

設立時理事 諸 角 果 林

(設立時の代表理事)

第45条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

京都府与謝郡与謝野町字加悦862番地12

設立時代表理事 糸井範栄

(定款に定めのない事項)

第46条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人s a t o y a m eにこちゃんを設立するため、本定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 5年 8月10日

設立時社員 糸井範栄

設立時社員 安田恭世

設立時社員 下野智恵子

設立時社員 諸角果林